

こうち動物愛護センター（仮称）の整備について

令和8年3月
高知県・高知市

はじめに

現在、県と高知市が共同で運営している「中央小動物管理センター」と「中村小動物管理センター」は、昭和56年に整備され、老朽化が進んでいます。また、収容施設が狭く、動物の適正飼養の普及啓発や命をつなぐ機能が十分ではありません。

こうした課題を踏まえ、県市共同で新たな動物愛護センターの整備検討を平成28年度から進め、令和5年度に整備候補地として高知市高須浄化センターの敷地内を選定しました。浸水対策を含む造成工事を実施し、獣医師や動物行動学専門家、動物災害対策専門家、他県の動物愛護センター職員の意見を取り入れた基本設計を踏まえ、実施設計を策定しました。

新センターは、収容動物の健康と福祉に配慮し、適切な管理・医療体制・運動や社会化の機会を確保するとともに、周囲の環境にも配慮した設計を行っています。騒音や臭気、衛生管理などを整備し、動物と人が共に安心して暮らせる環境の実現を目指します。

設計概要

建設地

- 高知県高知市高須
- 隣接公共施設
 - ・北に高須浄化センター
 - ・南に高知県立美術館



敷地面積

3,000㎡程度
（駐車場、運動場等の附帯施設・設備含む）

建築面積

1,400㎡程度

造成計画

2～2.5m程度の盛土を行う（津波・浸水対策）

整備方針 ※こうち動物愛護センター（仮称）基本構想より

人と動物との調和の取れた共生社会の実現に向け、人と動物のつながりが優しい心を育み、人と人のつながりにも結びついていくよう、あたたかな高知県を目指し、動物行政を総合的に推進し動物に関わる様々な課題を解決していく拠点施設として動物愛護センターを整備します。



管理・運営

高知県と高知市が共同管理・運営

動物愛護センターは、高知県と高知市が共同で管理・運営します。県の薬務衛生課（動物愛護担当）と市の生活食品課（動物愛護担当）が常駐し、動物行政全般を総合的に推進します。職員は、収容動物の健康管理や飼養管理、譲渡の支援、動物愛護の普及啓発などを担当します。日常の動物のお世話や捕獲などは専門の委託業者が行います。

整備スケジュール

令和9年度秋頃の開所を目指しています。

	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度
造成実施設計				
造成工事				
建築基本設計				
建築実施設計				
建築工事				
開所				



○啓発・学習・であいゾーン

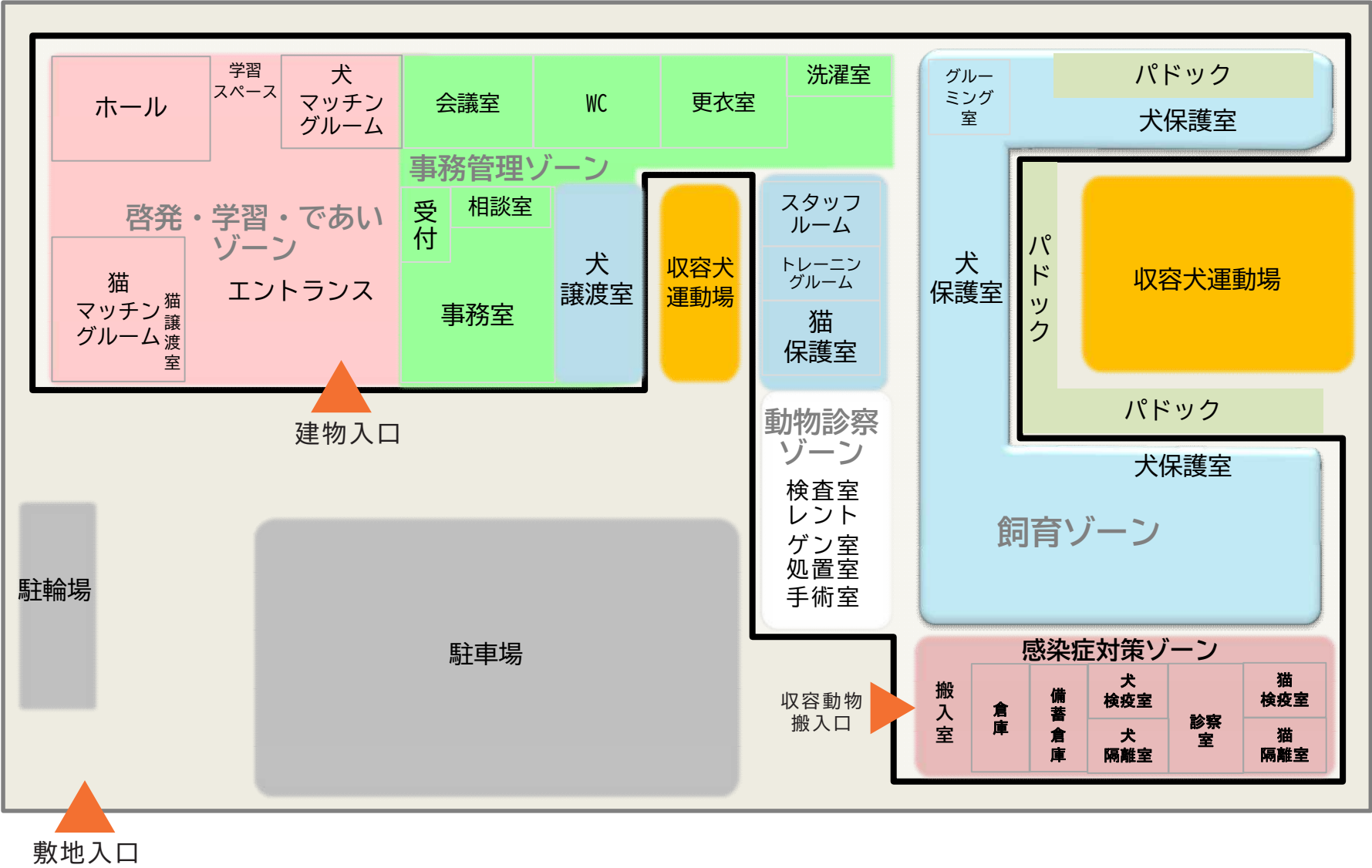
- 来館者等多くの方が利用するスペースで、動物愛護普及啓発のメインとなるゾーン。
- ・ エントランス
 - ・ 展示・学習スペース
 - ・ ホール（70名程度）
 - ・ マッチングルーム

○事務管理ゾーン

- 県市で共同運営し、「人と動物との共生社会の実現」に向けた施策を推進するため各業務を効率的に実施するゾーン。
- ・ 受付
 - ・ 事務室
 - ・ 相談室
 - ・ 会議室 など

○飼育ゾーン

- 保護・収容した犬猫の福祉、健康に配慮した適切な管理を行い、収容動物が新しい飼い主の元で幸せに暮らせるよう練習をするゾーン。
- 収容頭数：犬55頭、猫35頭 程度
- ・ 犬保護室45頭
 - ・ 犬譲渡室10頭
 - ・ 猫保護室30頭
 - ・ 猫譲渡室（マッチングルーム）5頭
 - ・ グルーミング室
 - ・ トレーニングルーム
 - ・ パドックなど



○駐車場

- ・ 駐車場
- ・ 駐輪場

○動物診療ゾーン

- 保護・収容した犬猫の健康管理を行うゾーン。
- ・ 検査室
 - ・ レントゲン室
 - ・ 処置室
 - ・ 手術室 など

○感染症対策ゾーン

- 保護・収容した犬猫の感染症の予防、まん延を防止するゾーン。
- ・ 収容動物の搬入室
 - ・ 隔離室（猫、犬）
 - ・ 収容時診察室など

○収容犬運動場

- 保護・収容した犬の運動施設
- ・ 収容犬運動場

啓発・学習・であいゾーン

■エントランス

明るい雰囲気で、どなたでも入りやすい空間で、各種啓発物の掲示を行います。

■マッチングルーム（犬）

犬が家庭環境を経験できる部屋で、里親希望者とのマッチングや譲渡相談を行います。

■マッチングルーム（猫）

譲渡対象猫が日中を過ごす部屋で、家庭環境に近い空間としています。上下運動ができる構造や、隠れられるスペースを設けるなど、猫の行動特性に配慮したつくりです。マッチングの場であるとともに、猫との暮らしをイメージできるモデルルームの機能も兼ねています。隣接する「譲渡室」は寝床として位置づけ、行き来できる配置としています。

■ホール

講習会やイベント等を実施するためのホールです。約70人が着席して講習を受けることができ、動物愛護の普及啓発や各種研修の場として活用します。

周辺環境への配慮

■騒音対策

敷地を囲むフェンスは防音機能のあるものを採用し、周囲に配慮した設計としています。

■臭気対策

臭気が敷地外へ拡散しないよう、換気計画や室内環境の管理に配慮した設計としています。あわせて、日常的な清掃・衛生管理を徹底し、施設内外の環境保全に努めます。

■外観

近接した高知県立美術館や、周囲の緑地と調和する落ち着いたデザインとしています。

飼育ゾーン

■犬舎（保護室）／パドック

個室を基本とし、各個室に半屋外のパドックを設け、行き来できる構造としています。

犬同士ができるだけ対面しない配置とすることで、過度な刺激やストレスの軽減に配慮しています。室内はシンプルな設えとし、クレートの設置など、個体の性格や状態に応じて柔軟に環境を調整できるつくりとしています。

※収容犬（保護室）運動場

パドックから直接アクセスできる運動場で、トンネル付きの小さな丘や遊具を設置し、芝や土の地面とすることで、走る・掘る・においを嗅ぐなど、犬本来の行動ができる環境とします。個々の性格に応じて遊びや運動ができるほか、家庭での生活を見据えた基礎的なトレーニングにも活用します。

■グルーミング室

犬猫のシャンプーなどのケアを行う室です。日常的な体のケアに慣れるための練習も行える空間としています。

逸走対策・防犯

■逸走対策

建物内は、動物を飼育するエリアは原則二重扉にするなど逸走対策を施します。

屋外は、一定の高さを有する外壁やフェンス（柵）を設置し、動物の逸走対策を施します。

■防犯

当施設に動物が遺棄されないよう、防犯カメラの設置や防犯ポスターの掲示等を行います。

■犬舎（譲渡室）

家庭環境に近い雰囲気の中で過ごせるよう配慮した部屋です。人との関わりを通じて社会性を育み、円滑な譲渡につなげることを目的としています。

※収容犬（譲渡室）運動場

譲渡室に隣接し、犬の決まった時間の排泄、遊び、リードでの散歩練習、里親希望者とのマッチング等に利用します。外部から不用意に手を入れないような安全面も配慮しています。

■猫（保護室）

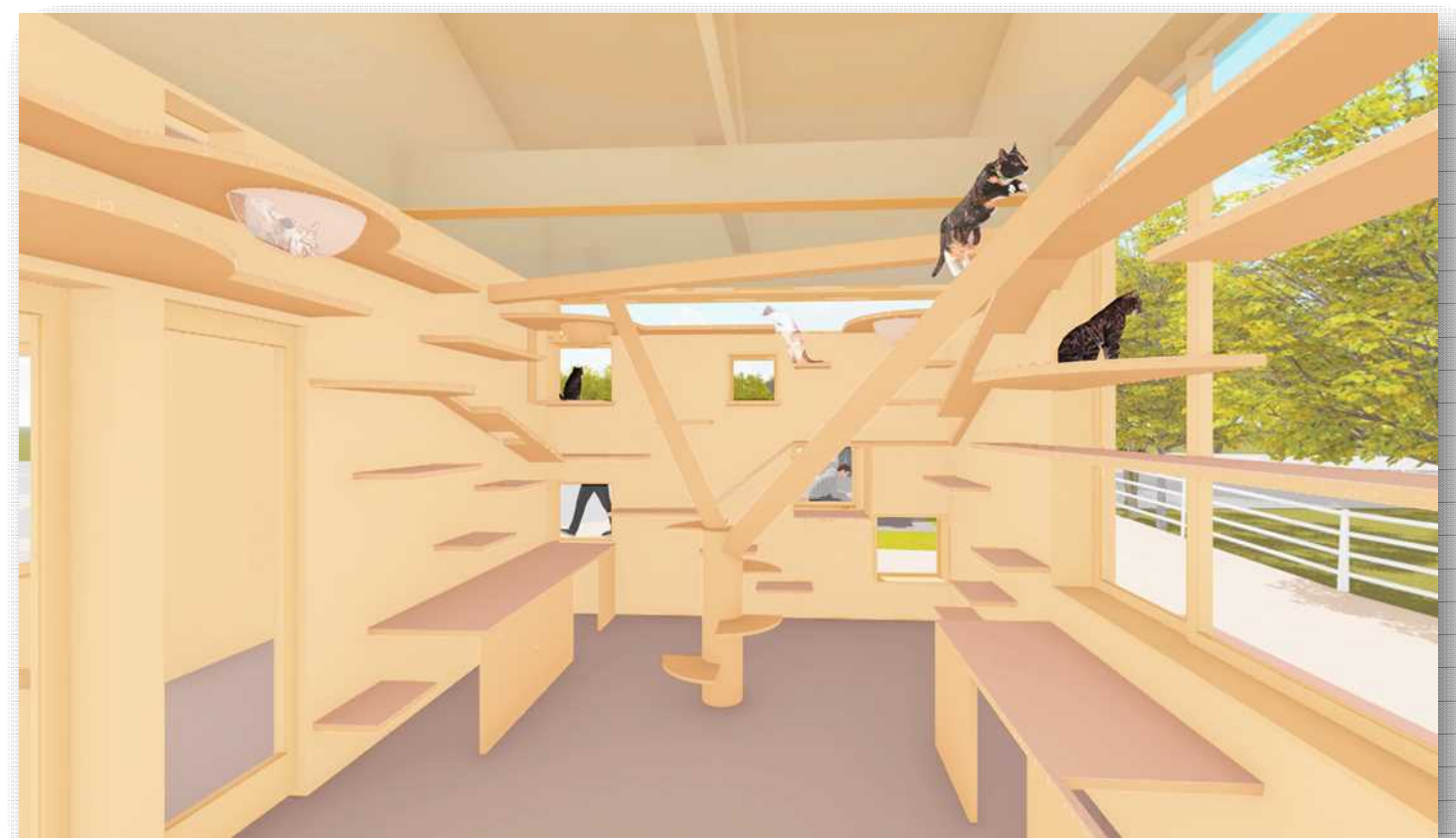
猫の特性である上下運動ができるように2段または3段ケージなどを取り入れ、外を眺められる場所や環境の整備を想定しています。

※全体として、第一種動物取扱業の飼養管理基準を準用した空間の確保に努めています。

屋外

■駐車場

敷地内に約10台分程度を設置。講習会やイベント時などは敷地周辺の空きスペースを臨時駐車場として利用する想定としています。



地域と共生するセンターの役割

動物愛護センターは動物の保護だけでなく、公衆衛生や生活環境を守る拠点です。適正飼養の啓発や教育を通じて問題を未然に防ぎ、災害時には救護拠点としても機能します。動物福祉の向上と生活環境の保全を両立させ、人と動物が共生する社会の実現を目指します。

- 地域の拠点機能：動物の保護に加え、公衆衛生や生活環境を守る役割を担う。
- 未然防止と教育：啓発や教育を通じ、飼育放棄やトラブルを発生前から防ぐ。
- 災害対策：災害時の動物救護拠点として、平時から連携・備えを行う。
- 目標：動物福祉と生活環境保全を両立し、人と動物の調和の取れた共生社会を実現する。

動物福祉への配慮について

動物福祉の向上を基本理念とし、動物が心身ともに安定して過ごせるよう、設計と運営の両面で環境を整えています。犬猫の習性に配慮した施設づくりに加え、個体ごとの性格に合わせた柔軟なケアや社会化を行い、円滑な譲渡を図ります。

- 施設設計：動物福祉を基本理念とし、犬猫の習性やストレス軽減に配慮し、本来の行動ができる環境を確保。
- 柔軟な環境：個体の性格や状態に合わせて、レイアウトや対応を調整できる設計。
- ケアと支援：健康管理に加え、社会化やトレーニングを通じて家庭生活への適応をサポート。
- 運営体制：職員の専門性を高め、動物福祉を実践することで、譲渡促進と再収容防止を目指す。

災害対策について

近年、地震や豪雨などの大規模災害が頻発しており、災害時におけるペット対策の重要性も高まっています。本センターでは、平時からの備えを促進するための情報発信と体制整備を行うとともに、災害発生時には動物救護対策の拠点として機能します。

- 施設設計：浸水対策として盛土による敷地の嵩上げ、耐震構造による安全性の確保。
- 災害対策啓発：パネル展示や防災グッズの紹介、日頃からのしつけ等の啓発、講習会やイベント等を通じた防災意識の向上。
- 災害時動物救護対策の拠点

関係機関との情報共有および役割分担を行い、被災動物の受入れや救護活動の調整機能を担う体制を整備するとともに、平時からの連携体制の構築や訓練・情報交換を実施。

犬猫の引き取りについて

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主には「終生飼養」の責任があるため、安易な引取りは原則行いません。センターは終生飼養施設ではなく、保護動物の譲渡を目指すとともに、啓発や相談を通じて飼育放棄を未然に防ぐことを重要課題としています。

- 飼い主の責任：「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められた「終生飼養」を原則とし、安易な引取りは拒否する。
- センターの役割：終生飼養施設ではなく、保護動物の新たな飼い主への譲渡を目指す場所。
- 重要課題：保護される動物を減らすため、適正飼養の啓発や相談対応による未然防止の取組を推進する。
- 目指す社会：飼い主の責任を明確にし、地域全体で命を大切にすること意識を育む。

医療行為について

収容から譲渡までの過程において、動物ができる限り良好な状態で新たな家庭へつながるよう、適切な健康管理体制を整えます。動物の負担軽減と譲渡の円滑化を目的に、必要な医療行為を実施します。

- 医療の範囲：高度な医療機関ではなく、健康確認や応急措置など、譲渡に必要な基礎的医療に限定して実施。
- 繁殖防止：譲渡の適正化と将来の保護数減少のため、不妊去勢手術を行う。
- 技術向上：臨床経験のある獣医師による指導や研修を行い、職員の知識・技術を高める。
- 目的：適切な健康管理により動物の負担を減らし、スムーズな譲渡につなげる。

安楽死処置について

命をつなぐことを基本方針としますが、公衆衛生上のリスク、治療不能な苦痛、危険な攻撃性がある等やむを得ない場合に限り、獣医師の判断のもと安楽死を検討します。安楽死を極力減らすため、そもそも動物が保護されない社会を目指します。

- 基本方針：可能な限り飼養管理を行い、譲渡につなげる。
- 安楽死の対象：重篤な感染症、治療不能な苦痛、危険な攻撃性があり安全確保が困難等やむを得ない場合。
- 慎重な判断：獣医師の医学的評価に基づき、慎重に決定する。
- 目標：そもそも動物が保護されることがないよう根本的な課題解決に取り組む。